特定不妊治療とは・・・

不妊治療のうち、
高度生殖医療である
「体外受精」と「顕微授精」のことです。

住所が異なる場合

ご夫婦の住所が異なる場合でどちらかが東京都以外の自治体に住所をお持ちの場合、所得額を比べ、所得額の多い方が都内に住所をお持ちの場合に、都の助成の対象になります。都外にお住まいの方の所得額の方が多い場合は、その方がお住まいの自治体にお問い合わせください。

所得の計算方法

※計算結果（夫婦合計）が650万円未満なら対象です

総収入金額から税法上の必要経費を引いた額*)1 − **80,000円**（社会保険料相当額→所得のある方のみ） − **諸控除*)2**（下表参照）※実際に控除がなされ、確定申告や源泉徴収票等で確認ができるものに限ります。

*)1

源泉徴収票では、**「給与所得控除後の金額」**
確定申告書では、**「第一表の所得金額の合計金額」**
住民税の証明書では、**前年所得の合計金額**（自治体によって表記が異なります。課税標準欄の「総所得」ではありませんのでご注意下さい。）

*)2

「諸控除」の内容

・雑損控除額	〔実際に控除された金額〕
・医療費控除額	〔　〃　〕
・小規模企業共済等掛金控除額	〔　〃　〕
・障害者控除額（普通）	〔該当者数×270,000円〕
・障害者控除額（特別）	〔該当者数×400,000円〕
・老年者控除額	〔該当する場合、500,000円〕
・勤労学生控除額	〔該当する場合、270,000円〕

ホームページ

以下のURLで情報をお知らせしておりますので、是非、ご覧ください。

http://www.fukushihoken/metro.tokyo.jp/kodomo/index.html

Q&A

Q1:○○県に住んでいますが、特定不妊治療費の助成は受けられますか?

A1:特定不妊治療費助成事業は、都道府県、政令指定都市及び中核市が実施主体です。
そのため、東京都の助成を受けることができるのは、住所が東京都内にある方です。
東京都外にお住まいの方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

Q2:平成15年1月に治療を行ったのですが、助成は受けられますか?

A2:受けられません。
当事業の対象になるのは、平成16年4月1日からです。
治療の開始が平成16年4月1日以降の方は、助成の対象になります。

Q3:現在「東京都指定医療機関一覧」に載っていない病院は、今後も対象にはならないのでしょうか?また、指定医療機関は、どのようにして決まったのですか?

A3:＜経緯＞この事業は厚生労働省が都道府県等を実施主体として、平成16年度の新規事業として開始したものです。指定医療機関については、国の実施要綱に基づき、各都道府県等が指定することになっております。

（1）東京都指定医療機関の指定について
東京都指定医療機関の指定には、日本産科婦人科学会の学会見解に基づく諸登録施設（ヒト胚及び卵の凍結保存と移植に関する設備を有する）であり、当該医療機関が本事業の対象となる「指定医療機関」になる意思があり、所定の手続を行なっていることが必要です。
（2）今後について
上記の条件を満たせば、東京都指定医療機関として随時追加してまいります。最新情報については、ホームページでお知らせしてまいります。

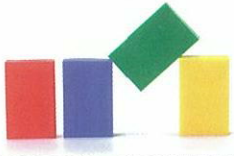

不妊治療がより安全に行われるためには、治療内容や副作用等に関する皆様の正しい理解が必要です。不妊治療を受ける際には、主治医とよくご相談下さい。

■問い合わせ先■
東京都福祉保健局
少子社会対策部子ども医療課
電話番号 **03-5320-4375**（直通）
申請書類送付先 〒163-8001　新宿区西新宿2−8−1

東京都特定不妊治療費助成制度

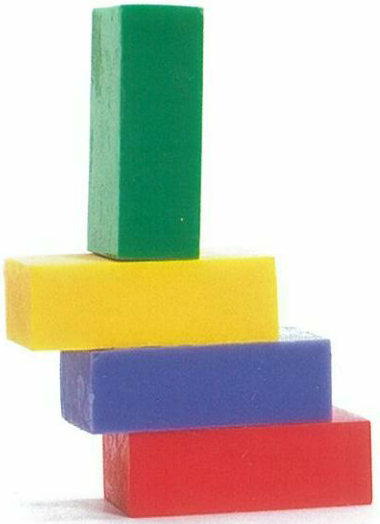

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要した費用の一部を助成します。

東京都福祉保健局

R100